

2026年5月15日

株式交換に係る事後開示事項

東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
株式会社光通信

東京都台東区台東一丁目6番4号
株式会社ICコーポレーション

株式会社光通信（以下「光通信」といいます。）と株式会社ICコーポレーション（以下「ICコーポレーション」といいます。）は、2026年4月20日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2026年5月15日を効力発生日として、光通信を株式交換完全親会社、ICコーポレーションを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、以下のとおりです。

1. 株式交換が効力を生じた日

2026年5月15日

2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

該当事項はございません。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

ICコーポレーションは、会社法第785条第3項の規定に基づき、2026年4月21日付で、本株式交換をする旨、株式交換完全親会社である光通信の商号及び住所を通知いたしましたが、会社法第785条第1項の規定によりICコーポレーションに対して株式の買取りを請求した株主はございません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

該当事項はございません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過

該当事項はございません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第796条の2、会社法第797条及び第799条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

光通信は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続について、該当事項はございません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

光通信は、会社法第 797 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定に基づき、2026 年 4 月 24 日付で、光通信の株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社である IC コーポレーションの商号及び住所を電子公告にて公告いたしました。なお、光通信は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 797 条第 1 項の規定による手続について、該当事項はございません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

該当事項はございません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数

本株式交換により光通信に移転した IC コーポレーションの普通株式の数は、本株式交換により光通信が IC コーポレーションの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）の IC コーポレーションの発行済株式総数 100 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項

- (1) 光通信は、会社法第 796 条第 2 項の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知した光通信の株主（当該株主総会で議決権を行使することができる株主に限ります。）は 1 名であり、その有する反対通知に係る株式の数は 100 株でした。当該株式数は、会社法施行規則第 197 条に規定する数を下回ります。
- (2) IC コーポレーションは、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2026 年 4 月 21 日開催の臨時株主総会の決議により、本株式交換契約の承認を得ております。
- (3) 光通信は、本株式交換に際して、基準時の IC コーポレーションの株主に対し、その保有する IC コーポレーションの普通株式 1 株につき光通信の普通株式 217 株の割合をもって、光通信が保有する自己株式を割当交付いたしました。光通信が割当交付した光通信の普通株式の合計は 21,700 株です。
- (4) 本株式交換に伴う光通信の資本金及び準備金の額の変動はございません。

以 上